

## 熊本県環境影響評価条例等の改正に係る検討について

環境保全課

### 1 環境影響評価（環境アセスメント）とは

開発事業を行うにあたって、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかを事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して国民、行政等から意見を聴くことによって、環境に配慮した事業計画の策定及び実施につなげる制度。

環境アセスメントには、環境影響評価法を根拠に実施される法アセスと、熊本県環境影響評価条例を根拠に実施される条例アセスとがある<sup>※1</sup>。

※1：法アセス及び条例アセスの対象事業は「資料2-②」のとおり

### 2 熊本県環境影響評価条例について

熊本県環境影響評価条例は平成12年に公布、平成13年に施行され、これまでに26件（手続き中止及び手続き中のものを含む。）について、条例アセスの手続きがなされている。

現在の条例アセスの手続きは、法アセスの手続きに準じており、大きく分けて、配慮書手続き、方法書手続き、準備書手続き、評価書手続きの4つの段階がある。

### 3 地球温暖化対策推進法の改正（R3. 6. 2 公布、R4. 4. 1 施行）

#### ① 改正の趣旨

「2050年カーボンニュートラル」を宣言した我が国にとって、地域資源である再生可能エネルギー（風力や太陽光等。以下、「再エネ」という。）の活用が重要である一方、全国で発電事業に伴う環境影響等のトラブルが発生しており、地域における合意形成が課題となっている。

今般、地域の合意形成を円滑化しつつ、脱炭素化を促進するため、以下のとおり地域の環境保全や課題解決に貢献する再エネ事業を推進する仕組みが創設された。

#### ② 改正内容

- ・市町村は「地方公共団体実行計画」（国の「地球温暖化対策計画」に即して、地方公共団体が作成する計画）において、再エネ導入促進を図る「促進区域」<sup>※2</sup>や「地域の環境の保全のための取組」<sup>※3</sup>、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」<sup>※4</sup>等に関する方針を設定するよう努める。
- ・市町村は事業者からの申請を受け、この計画に合致した事業を「地域脱炭素化促進事業」として認定する。

・「地域脱炭素化促進事業」については森林法や農地法等の許認可手続きがワンストップ化される他、法アセスにおける配慮書手続きが省略可能となる。

※2: 国立公園の特別保護地区等を除く区域で、地元住民や有識者等の意見をもとに市町村が設定する。

※3: 自然環境(景観や動植物、生態系等)への配慮に関する取組や生活環境(騒音や悪臭等)への配慮に関する取組等。

※4: いわゆる地域貢献策。非常時の災害用電源として活用することが可能な取組や地元の雇用創出に係る取組等。

#### 4 熊本県環境影響評価条例等の改正にかかる検討

現在、熊本県環境影響評価条例においては規模要件以上の事業を実施する場合、「地域脱炭素化促進事業」か否かを問わず配慮書手続きを行わなければならないが、地球温暖化対策推進法の改正を受け、同条例においても同様の措置(配慮書手続きを省略可能とする規定)を設けるか等について検討する必要がある。

については、環境審議会の中に「熊本県環境影響評価条例等検討部会<sup>※5</sup>」を設置し、同条例の改正の要否等について御審議いただきたい。

※5: 委員候補者選定の基本方針と候補者は「資料2-③」を参照。

#### 5 スケジュール(予定)

令和5年3月	: 環境審議会への諮問・検討部会の設置	
令和5年7月 ～令和5年10月	: 検討部会での審議(2回程度) 環境審議会答申案作成 環境審議会答申	
令和5年12月	: 改正条例案等作成	※改正する場合
令和6年2月	: 改正条例等提案	※改正する場合
令和6年3月	: 改正条例等議決・公布・施行	※改正する場合

# 資料 2 - ②

環境影響評価(環境アセスメント)の対象事業及びその規模要件一覧(R5.3.22時点)

番号	対象事業	熊本県環境影響評価条例における規模要件	(参考) 環境影響評価法における規模要件	
			第1種事業 (手続必須)	第2種事業 (手続の可否を個別判断)
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域においては2車線以上かつ長さ10km以上)	高速道路: すべて 首都高速など: 4車線以上 一般国道: 4車線以上かつ10km以上 林道: 幅員6.5m以上かつ20km以上	— — 4車線以上かつ7.5km~10km 幅員6.5m以上かつ15km~20km
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上		
2	ダム	貯水面積50ha以上	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha~100ha
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50haかつ増加面積25ha以上		
	放水路	土地改変面積50ha以上		
	湖沼開発	—		
3	鉄道	長さ5km以上	新幹線鉄道: すべて 鉄道、軌道: 長さ10km以上	— 長さ7.5km~10km
	軌道	長さ5km以上		
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上 又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m~2,500m
5	水力発電所	出力15,000kw以上	出力3万kw以上	出力2.25万kw~3万kw
	火力発電所	出力75,000kw以上	出力15万kw以上	出力11.25万kw~15万kw
	地熱発電所	出力5,000kw以上	出力1万kw以上	出力7,500kw~1万kw
	原子力発電所	—	すべて	—
	風力発電所	出力5,000kw以上 (規定の要件※を満たせば手続不要)	出力5万kw以上	出力3.75万kw~5万kw
	太陽光発電所	敷地面積20ha以上	出力4万kw以上	出力3万kw~4万kw
6	廃棄物最終処分場	新設すべて	面積30ha以上	面積25ha~30ha
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	—	—
	し尿処理施設	処理能力100kl/日以上	—	—
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上 (干潟等地域を含む場合は面積5ha以上)	面積50ha超	面積40ha~50ha
8	土地区画整理事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積(人口集中地区除く)25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	面積100ha以上	面積75ha~100ha
14	農用地の造成事業	面積100ha以上 (農用地以外から農用地への地目変換に関わるものに限る)	—	—
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	—	—
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上	—	—
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上	—	—
17	工場、事業場	燃料使用量8kl/時又は平均排水量1万m <sup>3</sup> /日以上 (地下水保全地域においては平均排水量0.5万m <sup>3</sup> /日以上)	—	—
18	豚房施設	施設面積7,500m <sup>2</sup> 以上又は増設後の総面積9,000m <sup>2</sup> 以上	—	—
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上	—	—
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上 (地下水保全地域においては面積25ha以上)	—	—

※ 発電機の周囲1kmに住宅等静穏を必要とする施設が存在しない、対象事業実施区域内に国立公園等の区域が存在しない、地域特性等に応じ環境保全措置をとることが確実と見込まれる等の要件

## 熊本県環境影響評価条例等検討部会の委員候補者選定について

### 【候補者選定の基本方針】

- (1) 熊本県環境影響評価条例等検討部会は、熊本県環境審議会委員及び特別委員 10 名程度で組織する。
- (2) 委員候補者は、環境影響評価制度に精通した各分野の専門知識者、行政、県民・各界の代表者を選定する。

分野	候補者	摘要
<b>専門知識者</b>		
水文学・地下水	熊本大学 特任教授・名誉教授 嶋田 純	委員
騒音	熊本大学大学院先端科学研究部 教授 川井 敬二	委員
大気・化学物質	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授 小島 知子	委員
野鳥	日本野鳥の会熊本県支部 支部長 田中 忠	特別委員
鳥獣	くまもと里と山研究所 代表 坂本 真理子	特別委員
植物	熊本大学大学教育統括管理運営機構 シニア教授 高宮 正之	委員
景観	元熊本大学大学院自然科学研究科 准教授 植田 宏	特別委員 (新規委嘱)
<b>行政、県民・各界</b>		
事業者	熊本県環境保全協議会副会長 本田技研工業(株)熊本製作所生産業務部長 植田 圭治	委員
温暖化対策	次世代のためにがんばる会代表 熊本県地球温暖化防止活動推進員 松浦 ゆかり	委員
行政	行政代表者	委員又は特別委員 (新規委嘱)